

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 3 月 2 3 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

平成27年3月23日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正について
- 日程第3 議案第3号 岩出市行政手続条例の一部改正について
- 日程第4 議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 岩出市立保育所設置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 岩出市保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第11 議案第11号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 岩出市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 岩出市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第20号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3

号)

- 日程第21 議案第21号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第22号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第23 議案第23号 市道路線の認定について
- 日程第24 議案第24号 那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議について
- 日程第25 議案第25号 和歌山県と岩出市の旧和歌山県議会議事堂の管理に関する
事務の受託について
- 日程第26 議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算
- 日程第27 議案第27号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成27年度岩出市介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成27年度岩出市墓園事業特別会計予算
- 日程第32 議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算
- 日程第33 発議第1号 岩出市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第34 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第 2 号から議案第 32 号までの議案 31 件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、委員長の報告に対する質疑、討論、採決、発議第 1 号の委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査及び審査の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○井神議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に議会運営委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第 1 号であります。

次に、各常任委員会の正副委員長の選出結果につきましては、配付のとおり、総務文教常任委員会委員長に福山晴美議員、副委員長に宮本要代議員、厚生常任委員会委員長に三栖慎太郎議員、副委員長に吉本勸曜議員、建設常任委員会委員長に玉田隆紀議員、副委員長に上野耕志議員、議会広報常任委員会委員長に田畑昭二議員、副委員長に市來利恵議員が選出されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 議案第 2 号 岩出市公告式条例の一部改正について～

日程第 32 議案第 32 号 平成 27 年度岩出市水道事業会計予算

○井神議長 日程第 2 議案第 2 号 岩出市公告式条例の一部改正の件から日程第 32 議案第 32 号 平成 27 年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案 31 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 31 件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、福山晴美議員、演壇でよろしく申し上げます。

○福山議員 おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3 月 6 日金曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第 2 号 岩出市公告式条例の一部改正のほか議案 6 件でありました。

当委員会は、3月13日金曜日、午前9時30分から開催し、正副委員長の互選を行いました。

正副委員長の互選に引き続きまして、付託議案について審査を行いました。

議案第3号 岩出市行政手続条例の一部改正について、議案第5号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の所管部分、以上4議案については、討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正について、議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議案第8号 岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正について、以上3議案については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正については、質疑は、ありませんでした。

議案第3号 岩出市行政手続条例の一部改正については、今回、処分等の求めが追加されていますが、これまでどのようにやってきて、今後、どのようになるのかについて。

議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、教育長の職務に専念する義務は、これまでどのようにされていたのか。首長が総合教育会議を開催し、大綱を策定するとなっているが、教育長の権限がなくなって、首長の権限で全て動くという考え方でよいのかについて。

議案第5号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進会議委員の人員は、何人を想定しているのか。まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進会議、指定管理者選定委員会、在宅医療推進協議会、鳥獣被害対策の4項目の委員と隊員が新たにつくられているが、それぞれの目的は。また、どのような理由で、月額2,500円になっているのかについて。

議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、これまでの差し押さえの件数は、どれだけあったのか。また、今回、物件の差し押さえと差し押さえ物件の引き上げ手当をなくす理由はについて。

議案第8号 岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正については、質疑は、ありませんでした。

議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分については、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定について、パブリックコメントの手续と周知の方法はどのようにするのか。監視員賃金が減額されているが、定員を満たした中での減額かについて。

以上が、総務文教常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

続きまして、厚生常任委員長、三栖慎太郎議員、お願いします

○三栖議員 おはようございます。よろしくお願いします。

厚生常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3月6日金曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第6号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正ほか議案15件でありました。

当委員会は、3月16日月曜日、午前9時30分から開催し、正副委員長の互選を行いました。

正副委員長の互選に引き続きまして、付託議案について審査を行いました。

議案第6号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について、議案第11号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第12号 岩出市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正について、議案第14号 岩出市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、議案第15号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第16号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第20号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第21号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、以上10議案については、討論なく、全会一致で可決しました。

議案第9号 岩出市立保育所設置条例の一部改正について、議案第10号 岩出市保育の実施に関する条例の廃止について、議案第24号 那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議について、議案第27号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会

計予算、議案第28号 平成27年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第29号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算、以上6議案については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第6号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、地域包括支援センターの職員体制はどうなっているのか。地域包括支援センター専門職員と介護認定調査員の金額に違いがあるが、その根拠はについて。

議案第9号 岩出市立保育所設置条例の一部改正については、保育料について、規則で定めることになっているが、なぜ、条例で定めないのか。その理由はについて。

議案第10号 岩出市保育の実施に関する条例の廃止については、この条例の廃止により、市として、公的責任を果たしていく保障はどこにあるのか。また、何をもちって後退しないという認識をされているのかについて。

議案第11号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正については、岩出市の場合、一部負担となり償還払いとなるが、事務手続は、どのような対応策、方向性を考えているのかについて。

議案第12号 岩出市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正については、質疑は、ありませんでした。

議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正については、附則の追加、第11条に「その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間は行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。」とあるが、いつごろをめどにしているのかについて。

議案第14号 岩出市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、第4条で「指定介護予防支援等の事業を行う者は」とあるが、事業所に対しての条例という解釈でよいのかについて。

議案第15号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改められているが、名称変更だけの条例改正であるのかについて。

議案第16号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める

条例の制定については、この条例は、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めることになっているが、今までは、どのような考え方で人員の配置を決めてきたのかについて。

議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分については、繰越明許費で子ども医療費助成事業5,781万9,000円が計上されているが、そのうち地方創生交付金に該当するのは幾らか。環境衛生費の浄化槽設置整備事業補助金が2,334万4,000円減額されているが、平成26年度は、希望者全員に補助されたのかについて。

議案第20号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、一般被保険者療養給付費5,683万5,000円が補正され、当初見込みよりも医療費が多くなっているが、その要因は。前期高齢者交付金4,873万4,000円については、額の決定により計上されてきたのかについて。

議案第21号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、介護基盤緊急整備等臨時特例補助金168万3,000円が減額になっているが、事業所の廃止理由は。事業所廃止に伴い、入所されていた方のその後の対応は、どのようにされたのかについて。

議案第24号 那賀老人福祉施設組合理約の変更に関する協議については、この議案は、民営化によるものであるが、経済的な理由で生活できない方の対応について、今後、どうするのか。

以上が、厚生常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

なお、議案第27号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第28号 平成27年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第29号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算、以上3議案の質疑内容につきましては、後日、委員会記録が作成され次第、全議員に配付いたします。

これで厚生常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

次に、建設常任委員長、玉田隆紀議員、演壇のほうでお願いします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3月6日金曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第17号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の制定のほか議案8件でありました。

当委員会は、3月17日火曜日、午前9時30分から開催し、正副委員長の互選を行いました。

正副委員長の互選に引き続きまして、市道路線の認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第17号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の制定について、議案第18号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の制定について、議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第22号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第23号 市道路線の認定について、議案第25号 和歌山県と岩出市の旧和歌山県議会議事堂の管理に関する事務の受託について、議案第30号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第31号 平成27年度岩出市墓園事業特別会計予算、以上8議案については、討論はなく、全会一致で、議案第17号、議案第18号、議案第19号所管部分、議案第22号、議案第25号、議案第30号及び議案第31号は可決、議案第23号は認定しました。

議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第17号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の制定については、ねごろ歴史資料館の設置場所はどこか。また、駐車場のスペースは何台あるのか。供用開始が9月ごろと聞いているが、指定管理者の公募はどのように行うのか。ねごろ歴史資料館の入館料は、どのくらいの入館者を想定して、この金額になったのかについて。

議案第18号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の制定については、入館料について、高齢者または身体障がい者に対する免除及び割引制度を現在どのように考えているのか。使用料については、どういう算定方法で行うのかについて。

議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分については、歳入について、地方創生事業の補助金を受けているのか。商工会補助金の中で、商品券をどのような形で発行するのか。道路新設改良費の工事請負費1億1,500万円の減額の主な要因はについて。

議案第22号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、繰越明許費13億1,000万円の具体的理由は。また、何件分なのかについて。

議案第23号 市道路線の認定については、宮12号線・宮13号線の道路認定につ

いて、手前の道路は市道に移管されているのか。また、公共下水道との関係で、早期に市道の移管の整備をしたという理解でいいのかについて。

議案第25号 和歌山県と岩出市の旧和歌山県議会議事堂の管理に関する事務の受託については、事務委託によって、市はどのような条件になるのか。土地・建物の所有権はどのようになっているのか。また、維持管理は、どの程度の管理かについて。

以上が、建設常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

なお、議案第30号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第31号 平成27年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算、以上3議案の質疑内容につきましては、後日、委員会記録が作成され次第、全議員に配付いたします。

これで建設常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員長、田中宏幸議員、お願いいたします。

○田中議員 おはようございます。

委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3月6日金曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第26号 平成27年度一般会計予算、1件でありました。

3月6日金曜日、本会議終了後、正副委員長の互選を行いました。

正副委員長の互選に引き続きまして、総務部長に、議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算の概要説明を求めました。

概要説明に引き続きまして、付託議案の審査方法について協議を行い、歳入歳出ともに、総務部門、文教部門、厚生部門、議会部門、建設部門の順に質疑を行うことに決定いたしました。

3月10日火曜日、午前9時30分から委員会を開催し、総務部門の歳入全般と、歳出の2款総務費、7款6項の消防事業費、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費について質疑を行い、総務部門の質疑終了後、文教部門の歳入全般と、歳出の9款教育費の質疑を行いました。

3月11日水曜日、午前9時30分から委員会を開催し、厚生部門の歳入全般と、歳出の3款民生費、4款衛生費について質疑を行い、厚生部門の質疑終了後、1款議会費の歳出について、質疑を行いました。

3月12日木曜日、午前9時30分から委員会を開催し、建設部門の歳入全般と、歳

出の5款農林業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費について質疑を行いました。

建設部門の質疑終了後、議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算に対する討論を行い、反対討論、賛成討論の後、賛成者多数で、議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算を可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会における質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会記録が作成され次第、全議員に配付いたします。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長及び特別委員長の報告は、終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第3号 岩出市行政手続条例の一部改正の件、議案第5号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第6号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正の件、議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件、議案第11号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正の件、議案第12号 岩出市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正の件、議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正の件、議案第14号 岩出市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定の件、議案第15号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の件、議案第16号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定の件、議案第17号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の制定の件、議案第18号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の制定の件、議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の件、議案第20号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第21号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第22号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件、議案第23号

市道路線の認定の件、議案第25号 和歌山県と岩出市の旧和歌山県議会議事堂の管理に関する事務の受託の件、議案第30号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計予算の件、議案第31号 平成27年度岩出市墓園事業特別会計予算の件、以上議案20件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案20件に対する討論を終結いたします。

議案第3号、議案第5号から議案第7号、議案第11号から議案第23号、議案第25号、議案第30号及び議案第31号の議案20件を一括して採決いたします。

この議案20件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、議案第5号から議案第7号、議案第11号から議案第22号、議案第25号、議案第30号及び議案第31号の議案19件は原案のとおり可決、議案第23号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市來利恵議員。

○市來議員 議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正することに伴い改正するものとなっています。日本共産党は、これまでの教育委員会から、新しい教育委員会へつくり直すことには、反対の立場であります。

今回の国の法改正は、これまでの教育委員会が独自に持っていた教育委員長指揮監督をなくし、行政のトップである市長が、教育委員長を任命する新制度になります。教育政策の大もととなる大綱の決定権を首長に与え、教育委員長を廃止し、教育長の任命権も首長に与えます。これは教育委員会と教育長との関係を逆転させ、教育委員会を首長任命の教育長の支配下に置くものです。

もともと教育委員会は、終戦直後に、「お国のために血を流せ」と子供たちに教えた戦前の中央集権型の教育行政を改め、教育の自主性を守るため教育行政を首長から独立させたものです。

教育は、子供の成長・発達のための文化的な営みであり、教員と子供との人間的な触れ合いを通じて行われるもので、そのためには教員の自由や自主性が欠かせま

せん。だからこそ、憲法は政治権力による教育内容への介入・支配は厳しく戒められているのです。

教育の政治的中立は守らなければなりません。政治が教育に果たすべき責任は、条件整備などによって教育の営みを支えることです。政治が教育内容に介入し、教育をゆがめることは絶対あってはならないことです。教育委員会が、教育の自由、自主性を守る本来の役割を果たすことが大切です。このような教育の政治的中立を侵すおそれのある法改正に伴う関係条例案には賛成できませんので、反対といたします。

○井神議長 次に、賛成討論、梅田議員。

○梅田議員 議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正について、賛成討論をいたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用する条項にずれが生じたため、条ずれを改めるために改正するものです。

このことから、この議案については、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第2号に対する討論を終結いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市來利恵議員。

○市來議員 議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

2号議案で反対いたしましたように、これまでの教育委員会から、新しい教育委員会へつくり直すことには反対の立場であり、政治が教育内容に介入し、教育をゆがめることは絶対あってはならないことだと考えております。教育委員会が、教育の自

由、自主性を守る本来の役割を果たすことが大切です。このような教育の政治的中立を侵すおそれのある法改正に伴う関係条例案には賛成できません。

よって、反対といたします。

○井神議長 次に、賛成討論、福山晴美議員。

○福山議員 議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、賛成討論をいたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、法律の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるために条例制定するものです。

このことから、この議案については、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第4号に対する討論を終結いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市來利恵議員。

○市來議員 議案第8号 岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

2号議案、4号議案でも反対いたしましたように、これまでの教育委員会から、新しい教育委員会へつくり直すことには反対の立場であり、政治が教育内容に介入し、教育をゆがめることは絶対あってはならないことだと考えております。教育委員会が教育の自由、自主性を守る本来の役割を果たすことが大切です。このような教育の政治的中立を侵すおそれのある法改正に伴う関係条例案には賛成できませんので、よって、反対といたします。

○井神議長 次に、賛成討論、宮本要代議員。

○宮本議員 議案第8号 岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正について、私は

賛成の立場から討論いたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されることに伴い、教育長が教育委員会の委員ではなくなり、構成員となることから、本条例を改正するものであり、条例を整備する上で必要な手続であると考えます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴って、首長の権限が増大し、教育委員会の独立が保てないという意見を耳にしますが、改正法第1条の3第4項の規定により、教育委員会の職務権限を首長に与えるものではないことが明記されており、教育委員会の独立は担保されています。

さらに、この法律改正の趣旨は、教育に関する予算の編成、執行や条例提案など、重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることであり

ます。

以上のことから、私は本条例の改正案に賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第8号に対する討論を終結いたします。

議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号 岩出市立保育所設置条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案第9号 保育所設置条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

この議案は、子ども・子育て支援法に関して改定される条例です。子育て支援法そのものが国・自治体の公的責任を後退させるものです。公的保育制度を崩し、基準がさまざまな保育サービスの導入、営利企業参入の拡大、公立保育所の廃止や強引な幼稚園との統合など保護者の願いに逆行する保育制度そのものになっています。

しかも、第3条で、利用者負担額、保育料を徴収することが記載されていますが、

規則で定めるとし、岩出市としての保育料基準額が条例に反映されていません。

負担額の徴収根拠、上限額を定めるとしながら条例に反映しない対応には納得しがたいものがあります。規則で行えば、行政側で臨機応変に対応できるからという点では、議会軽視と言わざるを得ない面もあることも指摘をし、反対討論といたします。

○井神議長 次に、賛成討論のある方、西野 豊議員。

○西野議員 議案第9号 岩出市立保育所設置条例の一部改正について、私は賛成の立場から討論いたします。

この条例は、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴う児童福祉法の改正により、公立保育所を利用する場合の利用者負担額の徴収根拠及び上限額を定めるため、改正されるものです。

保育料に係る子ども・子育て支援新制度における利用者負担の方針については、岩出市子ども・子育て会議において検討されており、公立保育所において保育を行ったとき、利用者負担額を保育料として徴収するために徴収根拠を定め、政令で定める額を限度として、市が世帯の所得状況等を勘案し、保育料を規則で定めることが規定されるものであり、適正であります。

よって、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第9号に対する討論を終結いたします。

議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 岩出市保育の実施に関する条例の廃止の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案第10号 保育の実施に関する条例の廃止について。

この議案も、子ども・子育て支援法に関連して出されてきたものです。先ほどと同様に、公的責任の後退につながるものであるため、反対といたします。

○井神議長 次に、賛成討論、吉本勸曜議員。

○吉本議員 岩出市保育の実施に関する条例の廃止について、私は賛成の立場で討論いたします。

この条例は、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴う児童福祉法の改正により、保育の必要性に係る事由については、子ども・子育て支援法施行規則に規定される基準によることとされたため、廃止されるものであります。

保育の必要性の認定については、岩出市子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援法施行規則に規定されるもののほか、就労時間の下限等の必要事項や利用調整に係る保育の優先基準等についても検討された上での条例廃止であり、適正であります。

よって、議案第10号 岩出市保育の実施に関する条例の廃止については、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第10号に対する討論を終結いたします。

議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案第24号 那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議についての反対討論を行います。

この議案は、まさに白水園の解散議案というようなものだと思うんです。

そもそも養護老人ホームとは、環境的、経済的な理由から、自宅で生活することができない65歳以上の高齢者を受け入れる施設です。もともとは生活保護法の養老施設の流れをくんでいるもので、主に生活困窮者を対象としています。また、公的機関の判定に基づいて入所が決定される措置施設に当たります。入所後は、対応に

関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる施設として、特養施設も含め、この間、白水園は存在してきました。

那賀地域における自治体が責任を持って、身寄りのない方などの最後のとりでとして対応できる施設としてきたのが白水園の歴史です。

民間に移管すれば、経済的理由などで、新たに入所の必要があったとしても、その保証は約束されるというものではありません。この点では行政としての公的責任の後退につながると言わざるを得ません。

また、現在の白水園労働者においても、労働形態や労働条件を初めとした雇用面などの面でも、身分保障を初めとして懸念される点があると考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○井神議長 次に、賛成討論、田中宏幸議員。

○田中議員 議案第24号 那賀老人福祉施設組合格約の変更に関する協議について、私は賛成の立場で討論いたします。

この組合格約の変更は、平成28年4月、白水園の民設民営化を進めていく上で必要となる事務承継規定を追加するもので、組合が解散した場合の事務処理が適正に行われるためのものであります。

よって、議案第24号について、私は賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第24号に対する討論を終結いたします。

議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

今、地方は、住民の暮らしの困難、福祉・医療の危機、地域経済の衰退など深刻な問題に直面しています。

昨年4月の消費税8%増税と円安誘導による物価高が、暮らしと地域経済を直撃し、社会保障への国庫負担の削減は、医療崩壊、介護難民を深刻化させ、重い社会保険料の負担に市民は悲鳴を上げています。

安倍政権は、これら国民の声に背を向け、反省もなく、地方創生やアベノミクスの地方への波及を声高に叫びますが、しかし、その中身は、消費税の再増税、社会保障切り捨て、雇用破壊、TPP推進であり、この道は地方の衰退をさらに加速させるものにほかなりません。

国の政治がひどいときだけに、市政が市民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たさなければなりません。

岩出市民の暮らしに応える予算となっているのか。地方自治体の本来の役割として、市民の暮らしを守り、雇用の安定、教育・福祉の充実策が図られているかが問われることとなります。

私たちは、市民の願いを、市民の暮らしを守る立場から、本年も予算要望書の提出をいたしました。住民の福祉の増進、地方自治法にあるという原点を踏まえ、5万人都市にふさわしいまちづくりと市民生活を守るための対策、福祉・教育・暮らし優先を貫くよう強く求めました。

こうした角度から見ても、今年度の予算、市民の暮らしを守る市民サービスの向上といった積極的予算の編成、施政方針でも見受けられません。

子どもの医療費助成事業については、長年の市民の要望である声を反映させ、一歩前進し、評価もできますが、しかし、医療機関窓口では、これまでと同様、お金を一旦支払うということになり、市民にとって使いやすい制度になるのかと課題も残っております。

そして、いまだに中学校の建設計画が示されていないことは、子供に温かい行政とは言えません。

そして、この予算を見る限り、誰もが望むお金の心配をしないで、必要な介護・医療を受けられる制度への改善・展望についても見えません。

市は、年々多様化する市民ニーズに対応していかなければならないと言っておりますが、職員体制はどうでしょうか。必要な部署には、正規での人員配置をすることこそが市民ニーズに応えることができ、それこそが市民サービスへの向上へとつながります。

住民の生活向上のための財政を使うことこそ求められています。

岩出市には、住民の願いに応える財源は十分にあります。子供からお年寄りまで全ての市民が健康で豊かな生活を送る、岩出市に住んでよかったと言えるまちづくりをしなければなりません。

しかし、この予算はそうなっていません。これでは住民の皆さんの納得は得られないと考えますので、よって、この議案には反対といたします。

○井神議長 次に、賛成討論、田畑昭二議員。

○田畑議員 私は、議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

平成27年度一般会計予算は、対前年度比1億8,138万円、1.2%増の積極型予算であり、市の将来像の実現に向けて行う重点事業に充実した予算となっております。

また、市当局においては、消費税率引き上げの延期や地方創生関連事業への対応など国の動向を注視しながらの予算編成状況の中、財政の健全化を根本に、市の将来像の実現に向け、諸施策を着実に推進していくための予算に配慮され、評価できるものと考えております。

歳入につきましては、市税等の徴収強化、国・県補助金の確保など、税収の増加が図られております。

歳出につきましては、社会保障関係費の増加に対応しながらも、新たに観光促進や学力向上を図る事業費など、岩出市長期総合計画を推進するための予算が計上されており、市の活性化と市民サービス向上に努める予算となっております。

以上、市の将来像の実現に向けて事業を推進する本予算案について、賛成といたします。

○井神議長 続きまして、反対討論、尾和弘一議員。

○尾和議員 2015年3月23日。

議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算に対する反対討論を行います。

新年度の重点事業として、昨年まで、防災・災害対策、道路渋滞対策、浸水対策、下水道整備及び紀の国わかやま大会の3つの目玉を挙げ、ことしは観光振興、学力の向上を追加して予算を計上したと胸を張っております。

しかし、この方針について見ていきますと、防災対策、災害対策については、従来と何ら変わらず、危機管理監は1名であり、2年が経過しましたが、身分は非常勤職員であり、不安定であります。さらに、組織的には総務課の係としていることから、今後、実質的に機能するかどうかかわからないのが現状であります。

市長の最大のやるべきことは、市民の命と暮らしを守るために、どのような政策を構築するかであり、政の基本であります。

東南海・トラフ地震に備えるためにも、本格的対応ができるものになっておりません。また、地球環境対策についてであります。今年度は政策の課題にすらなっておりません。とりたてて全く予算が計上されていないと同時に、具体的対策もありません。

岩出市民が行政より先行して、どんどん自然エネルギーへ太陽光発電設置が進んでおります。さらに、公平性・効率性・費用対効果等を考え、今まで行ってきた施策についての総括を行い、評価や分析、検証を加えるなど、新年度予算に反映すべきであります。評価または実施していますが、継続するのか、やめるのか、最終判断をされていないこと。また、市民に、事業に対して、総合的にまとめたものはなく、情報公開もありません。

今、岩出市民は何を求めているのか。それに応えるために、どう予算に反映するかが総合的な立場から、広く市民にとって、より有効な施策となるようにすることが極めて重要であります。

この重要な政策は、子育て支援の充実であり、医療費の完全無料化、マンモス中学校の解消等に取り組む意思がないことであります。夢ある予算になっておりません。

具体的に指摘しておきたい事項があります。過去、贈収賄、公金の着服事件等々、岩出市民を裏切っており、清潔で公平な行政が最大の課題であります。この点には一言も触れていない。日常ふだんに改善すべきであるにもかかわらず、二度とこのようなことが起きないように、常に肝に銘じて、常に改革を進めていく姿勢ではありません。ゼロベースで経費の見直しを行い、健全財政の堅持といたしながら、費用対効果の検証、事務事業の見直し、優先順位を決め、簡素化に努めるとともに、義務的経費を含む歳出抑制に努められたのか疑問であります。

自主財源を確保するために、市税及び使用料等の収納率を向上し、市有財産の有効活用等により歳入確保に努め、新たな収入の獲得に知恵を出し合い、積極的に取り組むとともに、収納目標値が明確でなく曖昧であります。

市民と行政の信頼関係の構築には、市民と行政の協働によるまちづくりを展開する上で欠かせない要素です。そのためには行政の透明性を高め、開かれた市政を推進し、市民への説明責任を果たしていくことが重要です。その経過及び結果の情報を全て公開すべきであります。具体的にどうするのか不明であり、さらに、新住民

への意思疎通はなく、ますます疎遠になる現状を憂うものであります。

市民サービス向上には、職員の健康と安全・安心がなければなりません。しかし、現行の予算では、人材の活用及び活性化のためのスキルアップを全庁挙げて取り組み、職員間の自由闊達な意見を尊重し、市民サービスの向上につなげる予算になっておりません。

また、職員の賃金について、正職員は賃上げをされましたが、市行政の業務を支えている非常勤職員はゼロ回答であり、官製ワーキングプアの固定化をするものであり、決して許されるものではありません。

さらに、超過勤務の削減、有給休暇等々の消化向上に取り組むことも不明確であるとともに、今年度は超過勤務が増加するとも発言することは到底理解することができません。

いかに滞納額及び不納欠損金について、どのように減らしていくのか、目標値も示さず、不明確である点であります。

市所有の行政財産を有効に使用し、総合的に見直しをすべきであります。具体性はありません。

住基カードの普及促進も費用対効果から見て、多くの持ち出しになっていること。マイナンバー法が施行されるに当たり、個人情報漏えいはあってはならないことであり、再度検討すべきものであります。具体的方針がありません。

歳入増の一環として、他の地方自治体ではいろいろな特典を設けて、ふるさと納税への具体的取り組みをしておりますが、岩出市として何をしようとするのか不明であること。

光熱水費について、市調査を初め全ての公共施設に関して、節電効果があるLED化計画は積極的ではありません。

同時に、福島原発の事故による未曾有の放射能による被害を受けていることを真剣に考えるならば、脱原発への取り組みを進め、再生可能エネルギー普及に取り組むべきであります。太陽光発電設置への補助金創出がありません。

工事請負費に関して積算根拠を明確にし、予算書の乖離を最小限ですることをたびたび求めてきましたが、予算と決算の乖離があり、いまだに制度が向上していないことでもあります。

監査委員と行政委員会に対して、一部引き上げがされましたが、まだまだ不十分であり、市にふさわしいものにすべきであります。

児童の医療費助成については、一部保護者の負担を求めており、完全無料化への

取り組みを早急にすべきであります。

将来を担う子供たちの教育環境は、和歌山県下一マンモス中学校の解消に向けて積極的に取り組む意思がないこと。

また、市民サービスの一環として、岩出市庁舎の建設を立案していないこと。

市民サービス向上のため、不安定な臨時職員、非常勤職員から正規職員への登用は、最も重要な課題であります。この点について、具体的方針がないこと。

防災マニュアル作成事業では、土砂災害危険箇所への看板設置する予算はなく、市民への啓発予算となっていないこと。

また、自主防災組織については設立はしたが、実際に開店休業の組織が多くあること。市として、もっと側面的に支援をすべきであること。

さぎのせ公園について、いざというとき、防災上の避難場所としては管理棟ができたが、岩出市内では最も低い地域にあり、災害が発生したとき問題があること。

さらに、駐車場について、拡幅していくべきであります。その予算計上となっていないこと。

予算書、説明書等での表記について、行政みずから障がい者の人権を守るべきでありながら、障害の「がい」と平仮名表示に改める意思がないこと。

公民館使用制限をしながら、勤労者が集える施設等の設備建設計画がないこと。

若もの広場・大門池・新池駐車場に関して、賃貸契約の不当性を主張し、返還を求めると発言していましたが、いまだ市民の税金である約4,700万円を請求せず、この責任を不問にしようとしていること。

塩漬けになっている湯屋跡の利活用には何ら対策・方針はなく、無策であること。

ほかにも指摘する事項は多岐にありますが、最後に強調しておきたい事項について述べたいと思います。

議案提案者であり、そのトップである市長が各常任委員会に欠席して開催していることは、余りにも無責任であること。

執行機関（市長）がいない中で、補助機関のみで審議すること自体異常であり、到底理解できません。

議会が岩出市民の負託に応じて行政を監視し、チェックしていないのが現状であり、この現状を憂うものであります。

議会の公開度は全国的に最低であり、ガラス張りにし、市民に開かれた議会とする必要があるにもかかわらず、いまだ議会運営は公平化を図られていません。これでは市民の信頼と支持を得る議会になることはなりません。

二元代表性の中でチェック機能を高めていかなければならないのに、岩出市議会が行政のこの態度に対して、是認すること自体問題であります。

議会の基本条例の制定を早期に行い、全ての情報を市民に公開しつつ、どこでも、誰でも見ることができるような議会の運営にできるようにすべきであると考えております。

よって、私は27年度新予算に反対をいたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第26号に対する討論を終結いたします。

議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開します。

休憩 (10時35分)

再開 (10時50分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第27号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案第27号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計予算に反対の討論を行います。

国保財政の赤字の要因として、長引く不況の影響で、収入減による国民健康保険税の収入の落ち込み、医療費の増大、高齢者支援金などへの拠出金なども関係しますが、一番の大きな要因は、国庫負担率が1984年に45%から38.5%に引き下げられたことです。この時期から国民健康保険税の引き上げが各地で行われてきました。この点からは、国に対して負担率を戻すよう強く働きかけが必要なものです。

27年度における特徴面では、保険財政共同安定化事業において、これまでのレセ

プト1件30万円超えの医療費から、1円以上の医療費とされたことに関しての交付金、拠出金に特徴面があります。岩出市においては交付金より拠出金が低くなると予測されていたものが、27年度予算では、逆に拠出金のほうが多くなるという予算となっています。計算上こうなるという説明でしたが、この点では決算時にしっかりとした検証が求められると考えます。

今年度予算については、以下の理由をもって反対といたします。

第1は、医療費の高騰化につながる資格証明書、短期証明書の発行をやめるべきですが、市の政治姿勢は変わっていません。当局自身が早期発見・早期治療をうたいながら、早く病院に行けば軽く済んでしまう病気も、資格証明書では全額一時負担のため、病院に行くことを控え、結果的に病気を重くしてしまうことが続けられています。

また、早期発見・早期治療に役立つ人間ドックにおいては、滞納者は受けられません。平成16年度と比べ、人間ドック費用は半分以下にまで減額され、制度の後退がされてきています。

27年度は26年度と比べ、さらに人間ドック予算が減らされてきています。昨年からは脳ドック検査が導入され、今年度では枠の拡大という前進面はありますが、昨年の申請者数の半分にも満たない状況は、改善の必要性があると考えます。

第2に、特定定健診を優遇する対応の強化こそが人間ドックより効果が上がるとしながら、今年度予算では、特定健診事業自体をさらに縮小し、安心して医療を受ける体制、医療費削減を図っていると言いながら、医療費削減につながらない対応をとっていると指摘をせざるを得ません。

第3に、医療費高騰の原因を探り、病状別、年齢別など国保の医療状況の把握や対策を打っていくため、国保会計改善へ向けた職員体制を含めた医療費総額を抑える取り組みの改善方向は、昨年に引き続き、見えない状況があると考えます。

第4に、国保会計における最大の問題は、これだけ高くなっているにもかかわらず、国保税を引き下げるために、一般会計から独自に繰り入れを行わないという点です。しかも、本来、国保会計が黒字になれば、基金への積み立てを行うべきものを一般会計に繰り戻すという、市の姿勢があります。国によるペナルティ一分を一般会計から繰り入れている点では、当然の必要な対策であり、借りているという性格のものではありません。国保利用者にとって理解されがたいものだと考えます。

予算説明に当たり、国において健康保険法の改正が予定されており、それを踏まえた岩出市としての内容については、国で可決されていないのでと一切説明も行わ

ず、可決すれば、肅々と専決処分でその内容を執行していくという姿勢は、国保予算を審議する上では、説明責任を果たしていると言いがたいことも指摘をしておきたいと思います。

国保を安定化させる上での国保運営の姿勢、国保利用者の負担軽減の対策面など今年度の国保予算は、利用者に理解が得られないものだと考えますので、平成27年度岩出市国民健康保険特別会計の予算に反対といたします。

○井神議長 次に、賛成討論、山本重信議員。

○山本議員 議案第27号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、賛成討論をいたします。

地方自治の役割として、市民の暮らしを守るために運営されなければならないとあります。その趣旨にのっとり、新年度予算編成が出されております。

ただいまの討論の中でさまざまなご意見やご指摘がされましたが、本当なのでしょうか。私には絵に描いた餅にしか見えませんでした。討論の中身に指摘した箇所の理由と、どのようにすれば解決できるかのご意見があるべきだと考えます。

ただいま反対者のご意見の中に、国保税引き下げのために、一般会計から繰り入れるべきだとのことのご意見がございましたが、考えていただきたいのは、なぜ、一般会計と特別会計があるのか。一般会計の歳入は、広く市民の皆様からいただく税金で運営されます。特別会計は、税金以外の目的別収入で、目的別に運営されるのが正常な運営方法です。一般会計よりの一時流用は許されておりますが、ただし、一定のルール分だけです。

国民健康保険は、もともと自営業者や農林水産業で働く人たちのための保険でしたが、現在では無職や非正規労働者、パートやアルバイト等の人たちが加入者の8割近くを占めております。そのほかに退職したサラリーマンも加入しております。このため国保加入者の所得は低く、年齢は高く、構造的な問題を抱えています。平均年齢で申し上げますと、会社の組合健保は平均年齢が34歳、国保加入者の平均年齢は50歳と高く、このため医療費が多く出費されると考えられます。

現在、国民健康保険では、多くの市町村が多額の赤字に陥っています。打開策として、国会では、国民健康保険の財政運営を現在の市町村から都道府県へ2018年までに移行すると計画をしています。

参考までに申し上げますと、岩出市の一般会計からの繰入額は、過去10年で約3億になっております。今年度も一般会計からの繰り入れがなされております。財政を破綻させるようなご指摘の一般会計から繰り入れよとの内容が理解できません。

世の中、借りたものは返すというのが常識です。

次の指摘事項、資格証明書、短期証明書の発行をやめるべきとのご意見については、国民健康保険税には、ご存知のように、軽減措置がございます。内容は、所得が低い世帯には、保険税の一部を軽減する制度です。軽減には、2割・5割・7割の軽減措置がとられています。さらに、支払いが困難となった世帯には、弁明書にて保険証が発行される制度もあり、十分な手厚い制度となっております。この制度をやめて、どのようにされるのか、ご指摘の内容が理解できません。1枚の紙にも表と裏がございます。表から、あるいは裏から十分検討していただきたいと思いません。

以上、各ご意見に対して申し上げたように、正しく処理されております。趣旨は少し違いますが、今議会に、私たちの議員提案した、子どもの医療軽減措置の対応策が提案されています。非常に喜ばしいことです。

以上の理由により、本議案に賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第27号に対する討論を終結いたします。

議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議案第28号 平成27年度岩出市介護保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案28号 平成27年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出予算に反対の立場で討論を行います。

介護保険制度では、該当する介護度別に認定された人が、本当に必要とするサービスが受けられたのかどうか問われなければなりません。この間、政府において在宅介護サービスの利用を制限し、多くの高齢者から、生活の支えとなっているホームヘルパーなどの介護サービスを取り上げてきた経緯があります。サービス利用が、かえって本人の能力実現を妨げているなどと要支援、要介護度1の人への介護

サービスを切り捨ててきたのです。今、新たに介護利用者に対し、介護サービスを受けさせない対応も国は持ち込もうとしてきています。

介護保険の現状は、在宅サービスでは、利用限度額に対する平均利用率が4割から5割程度にとどまり、要介護認定を受けながらサービスを一切利用していない人も多数います。低所得者を中心として、利用者負担が重いがために、必要と認定された介護サービス自体を受けることを我慢せざるを得ない状況も広く存在しています。

そもそも保険料や利用料が高い最大の要因は、介護保険が導入されたとき、政府が介護施策に対する国庫負担割合を50%から25%へと大幅に引き下げたからです。国の責任は重大です。国の負担と公的責任をさらに後退させることは、介護予防に逆行することです。

介護保険は、高齢者福祉の一部でしかなく、介護予防を進め、高齢者の生活と健康を守るには、介護、医療、福祉、公衆衛生などの各分野の連携が必要です。高齢者の健康づくりは、高齢者が生き生きと暮らしていく力となるだけでなく、結果として、介護保険の給付費を抑えることにもなるからです。

今年度予算においては、7階層から11階層へと階層がふやされる前進面も見受けられます。しかし、保険料高騰を抑える対策面で、一般会計からの独自の繰り入れなど対策は十分とはいえず、ヘルパー養成や介護予防を初めとした日常生活における一般施策の充実、事業推進のための体制づくりは、在宅サービス移行へとシフトされていく上で、住民のニーズに応え切れない状況もあると考えます。

また、介護保険料が大きな負担となる中で、減免制度の充実が求められますが、低所得者を初めとした社会的弱者に対する減免制度は、市として制度はあるものの減免制度そのものが、今年度においても不十分なものとなっていると考えます。

介護事業として取り組まれている市単独の任意事業での紙おむつ給付事業も、さらなる制度の拡充や改善策を行い、市民生活を応援する必要性もあると考えます。

平成27年度介護保険特別会計予算については、以上の理由により反対といたします。

○井神議長 次に、賛成討論、山本重信議員。

○山本議員 議案第28号 平成27年度介護保険特別会計予算、賛成討論をいたします。

ただいまの討論の中に、介護予防を進める介護、医療、福祉、公衆衛生の連携ができていないとのご指摘ですが、そうでしょうか。単身高齢者、高齢者世帯や認知症の増加が予測される中、介護が必要となっても住みなれた地域で暮らせるよう、

市長寿介護課が中心となって、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステム構築に向けて進められております。

現在、地域支援事業の充実として、4つの柱が出されております。

1点目、在宅医療・介護連携の推進については、県では、医療と介護の連携推進協議会が設置、取り組んでおられます。市では、今後、在宅医療推進協議会の設置を推進されます。

2点目、認知症施策の推進。

3点目、地域ケア会議の推進については、市では、定期的に地域ケア会議を開催しておりますが、さらに充実させるため取り組んでおります。

4点目、生活支援サービスの充実強化。

以上4項目で取り組まれております。

今後、制度改正により市町村が介護予防・日常生活支援事業を実施されます。

今までの介護内容を総合事業に移行し、さらに、NPO、民間企業、ボランティア等々を巻き込んだ内容の展開となります。

次の指摘事項の減免制度の充実については、低所得者の方の負担が過重とならないように、減免制度を実施しております。内容は所得に応じて、第1段階から第11段階まで、さらにきめ細かく分類し、過保護と思えるくらい、住民の皆様が過重とならない配慮がされております。

いろいろな角度から十分調査されて討論されたほうがよいと思います。

以上のように、十分な対応がされておりますので、ご指摘の内容が理解できません。

以上の理由により、本議案、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第28号に対する討論を終結いたします。

議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

議案第29号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論の

通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案29号 後期高齢者医療特別会計予算の反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2008年度に導入がされました。それ以来、多くの高齢者から怒りと将来不安の声が出続けています。年齢で区切り、保険料などの負担をふやし、医療給付に制限を設けるという悪法だからであります。

日本共産党は、老人保健制度に戻すことが最も有益だと提案をしています。それは、保険料の負担のない人はないままに、現役世代よりも低い負担で医療を受けることができ、保険料の際限のない値上げや診療報酬による差別医療への改善が図られるからです。

後期高齢者医療制度は、収入がなくても75歳以上の全員に保険料が課され、全額免除を受けるには厳しい制約があります。保険料は2年ごとに改定され、75歳以上の人口と医療費の増加に伴い、際限なく上昇します。

後期高齢者医療制度そのものが、世界でも類を見ない、お年寄りいじめの制度であります。このような高齢者を差別する制度、後期高齢者医療制度そのものを速やかに廃止することこそ求められているものです。もとの老人保健制度に戻し、国の責任を明確にして、安心してお年寄りが医療にかかれるように制度設計することこそ求められる制度であることを申し述べて、反対討論といたします。

○井神議長 次に、賛成討論、山本重信議員。

○山本議員 議案第29号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算に賛成討論をいたします。

ただいまの討論の中に、収入がなくても保険料が取られる、老人いじめの最悪の制度である、もとの戻せとのご指摘がありますが、一括して討論をいたします。

この後期高齢者医療制度は、都道府県単位で設置された、広域連合が運営主体となり、市町村と協力して実施されております。内訳として、4医療者に係る費用の5割、現役世代からの支援金が4割、1割が保険料となっております。ご指摘の保険料は、被保険者の所得及びその世帯主の所得によって計算をされます。所得のない被保険者には所得割はかかりません。均等割は所得のない方にもかかりますが、世帯主の所得に応じて軽減をされます。

したがって、収入のない人たちから、納付相談等で対応しております。

軽減措置で申し上げると、2割から9割までの軽減措置がとられております。ご指摘の老人いじめでもなく、お年寄りに配慮した手厚い制度となっております。牛

の歩みも千里と申します。このように、たゆまず努力すれば、よい結果が出ると思われれます。

以上申し上げたとおり、ご指摘の内容は全く見当たりませんし、十分な対応がなされております。

以上の理由により、本議案、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第29号に対する討論を終結いたします。

議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算に反対の立場で討論を行います。

地方公営企業法の第3条では、地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとあります。

日本共産党は、公共料金への消費税上乗せについては、行うべきではないと考えております。消費税というものは、所得が少ないほど負担割合が大きくなるという逆進性の税制である上、大型間接税そのものです。暮らしを圧迫する行為の1つであると考えます。また、使用水量の少ない家庭に対する基準の見直しや低所得者等の負担軽減策を初め、岩出市独自の施策など不十分であると考えますので、よって、この議案に反対といたします。

○井神議長 次に、賛成討論、玉田隆紀議員。

○玉田議員 私は、平成27年度岩出市水道事業会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

水道事業は、日常生活に欠かすことのできない飲料水を安定的に安全で確実に地

域住民に供給する役目を担っております。

平成27年度予算においては、第3次拡張事業の完成に取り組むとともに、水道ビジョン策定に伴う上水道事業運営審議会の開催など、岩出市水道事業の将来計画を具体化し、効率的な運営を図ろうとしていることが見受けられます。

以上の理由で、私は本予算に賛成といたします。

○井神議長 次に、反対討論、尾和弘一議員。

○尾和議員 2015年3月23日。

議案第32号 平成27年度水道事業会計予算について、反対討論を行います。

水道会計の予算について、従来から多額の金額を剰余金として計上しております。その一方で、不条理とも言える20立方メートル以下の使用量を全て切り上げ、一律に2,160円として徴収をしております。

この公序良俗に反し、不合理性をただすべきとして、岩出市監査委員に対して監査請求を行いました。是正するに至りませんでした。25年4月23日に和歌山地裁に提訴し、その後、高裁に控訴して、4月末に第1回口頭弁論が開催をされます。この裁判は、返還請求額を岩出市長に対して、不当な徴収を解消するための返還請求の裁判であります。

他市における上水道の利用料金体系は、実態使用水量に応じて細分化されて、徴収をされつつあります。よって、使用水量に従ったものにすべきであると考えます。

本来、水道料金の支払いは、民法第555条、売買に該当し、「当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」とあるように、使用水量に応じて請求し、支払うべきものであると考えております。

水道法第1章総則、水道法第1条には、「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。」とあります。

さらに、水道法第2節には、「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。」であります。

2カ月で20立方メートル以下の世帯は、岩出市内で3,800世帯に及んでおります。私は、この民法90条、民法703条に基づいて返還請求をしておりますが、さらに消費税が3%引き上げられて8%になりました。20立方メートル以下は、全て2,160円と上乘せをして、岩出市民の生活に負担を求めるものであります。

水道接続においても、負担金が他市に比べて高額であることについても、是正する意思がないことであります。

現在、内部留保30億円から膨らんでいる岩出市、このお金を市民に還元すべきであると考えております。

さらに、公共下水道事業にも連動し、市民には負担増が、ますます増加をしている現状であります。また、生活保護者等減免措置はなく、生活困窮者への温かい支援制度も求められておりますが、それについても具体的な方針がありません。

よって、この27年度水道予算については、反対といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第32号に対する討論を終結いたします。

議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 発議第1号 岩出市議会委員会条例の一部改正について

○井神議長 続きまして、日程第33 発議第1号 岩出市議会委員会条例の一部改正の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第1号に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第34 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 日程第34 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長、議会広報常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議は3月24日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は3月24日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(11時20分)